受け入れ単価に地域差あり

産廃種類ごとに高い低いも

中部・東海地域の最終処分場

三重県から全国に拡大「産廃税」

環境省の調査によると、2012年4月1日時点での産廃の最終処分場は、中部・東海地域362カ所（岐阜22、静岡197、愛知110、三重33）で、全国1990施設ある中の18%を占める。同時期の1年間にできた全国の最終処分場は、安定型8、管理型3の合計11施設にすぎない。遮断型は1つもできていない。

廃止した安定型は、全国48施設で、管理型で廃止したのは17施設、遮断型7施設の合計72施設が1年間で廃止した。新設よりも廃止の施設が圧倒的に多い。これは、全国の傾向だが、中部・東海地域でも同様だ。

「最終処分場の受入単価」を聞き取り、調査結果として、地域ごとにまとめた。処分場の価値を高める工夫として、跡地に太陽光パネルを設置した事業者もまとめて、紹介する。

「全国最終処分場処分単価アンケート」は、14年1～3月までの期間、各都道府県・政令市、および保健所設置市（合計109件）の全自治体を対象にして、インターネットなどで公表している産業廃棄物処理許可業名簿（特別管理を含む）を基に、対象企業（本社）へアンケートを行い、処理品目別の処理単価を聞き取り、結果をまとめたもの。

中部・東海地域の最終処分場受け入れ単価（1t当たり）

品目＼平均単価	中部・東海地域	全国平均
燃え殻	2.6万円	2.5万円
汚泥	2.6万円	2.4万円
廃油	4.8万円	5.0万円
廃プラスチック	2.7万円	3.0万円
紙くず	3.7万円	2.8万円
木くず	3.7万円	2.5万円
繊維くず	4.2万円	3.4万円
動植物性残さ	3.2万円	3.7万円
動物系固形不要物	－	4.7万円
ゴムくず	4.1万円	2.9万円
金属くず	1.5万円	1.1万円
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.4万円	1.6万円
鉱さい	1.9万円	2.1万円
ガレキ類	2.1万円	1.2万円
動物のふん尿	－	4.7万円
動物の死体	－	6.4万円
ばいじん	3.0万円	2.9万円
第13号	2.4万円	2.8万円
廃石綿	7.9万円	6.8万円
その他（非飛散性アスベスト）	－	2.4万円

「全国最終処分場処分単価アンケート」は、2014年1～3月までの期間で、各都道府県・政令市、および保健所設置市（合計109件）の全自治体を対象にして、インターネットなどで公表している産業廃棄物処理許可業名簿（特別管理を含む）を基に、対象企業（本社）へアンケートを行い、処理品目別の処理単価を聞き取り、結果をまとめたもの。
（アンケート総数887件。回答146件。回答率16.4%）
※最終処分場の本社所在地をもとに、全国9エリアに分類した。
（中部・東海地域以外のエリアは、産廃NEXT 春号を参照）

紙・木・繊維・ゴムが高い

結果を見て、地域ごとに受け入れ単価に大きな差があることがよくわかった。この中から、中部・東海地域の特色を拾ってみた。

中部・東海地域の特色は「紙くず」「木くず」「繊維くず」「ゴムくず」の受け入れ単価が高いことだ。

「紙くず」が1トン当たり3・7万円。全国平均が2・8万円なので、9000円も高い。

「木くず」は、同3・7万円。全国2・5万円なので、1万2000円も高いことになる。「繊維くず」は、4・2万円。全国3・4万円なので、8000円も高い。

現在、木くずについては、中国地域で、大型ボイラーの不調による燃料チップの荷余りが続いており、処理が厳しい状況は全国でも同じだ。受け入れ単価アップの原因の1つともいわれる。

「ゴムくず」については、全国平均2・9万円に対して、中部・東海地域4・1万円で、1万2000円も高くなった。

「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」は、全国1・6万円に対して、中部・東海地域2・4万円で、全国より8000円も高くなった。

「ガレキ類」は、中部・東海地域で2・1万円だが、全国平均は1・2万円と、9000円ほど高い。

「鉱さい」は、全国2・1万円に対して、中部・東海地域1・9万円で2000円低い。近くに「鉱さい」を受け入れる中間処理施設がある地域では、最終処分の受入単価も影響を受けて、安くなる場合もある。

処理単価の高い品目は、飛散性アスベストで、全国平均が約6万8000円で、近畿では8万3000円まで高く、次いで、中部・東海地域でも、7・9万円というように、高めの処理品目で、中国4・7万円、四国5・1万円と、3万円近く地域差が出た。

中部の産廃税は三重・愛知

中部・東海地域で産廃税を導入しているケースは、愛知県（産業廃棄物税）、三重県（産業廃棄物税）の2県だ。

ほとんどの場合、県内の最終処分場に搬入される産廃に対し、1トン当たり1000円の税率となっている。納税者は、排出事業者と中間処理業者だが、最終処分場の事業者が申告して納税する仕組みが多い。

産廃税の全国導入の状況を見ると、三重県が2001年、法定外目的税として産廃税条例を全国で初めて成立させた。続いて、九州7県、東北6県などが足並みをそろえて導入し、注目されてきた。

三重県では、事業者申告納付方式を採用した。排出事業者に申告納付を求める方式で、減量化に対するインセンティブや意識付けがより働きやすい。

01年度からの税収を前倒しした使途事業では、5年間で約7億円の事業を実施。主な事業としては、▽産廃の発生抑制、再生、減量化に関わる技術開発補助金▽リサイクル技術開発▽企業環境ネットワーク支援▽処分場の周辺環境整備▽監視体制の強化――が挙げられる。

税導入当初の税収は1億円前後で推移してきたが、06年度以降は1億6000万円～3億5000万円の幅で変動している。

施行後の検証によると、県内の産廃最終処分量は長期的に減少傾向、資源化量は増加傾向にあった。管理型最終処分場不足に伴う最終処分料金の高騰などの他、産廃税導入や税収を活用した取り組みも一定の誘因効果があったとして、今後も現行方式で継続していくことを決定している。

愛知県では、最も多く採用されている最終処分業者特別徴収方式を採用。最終処分業者に課税し、または特別徴収させる方式で、簡素な仕組みで公平に課税の一種として位置付けられている。02年に三重県が導入して以来、多くの自治体が産廃税条例を定め、法定外目的税として制度化。10年4月までに27都道府県が制定している。08年度の決算では税収の合計が75億円に上っている。10年度以降も全国で70億円程度で推移している。

三重県から全国に広がった

産廃税の税収は、毎年5億6000万円ほど。排出事業者や中間処理業者は、県内の最終処分場に搬入するときに、産業廃棄物税を最終処分料金とともに、最終処分業者に支払う。最終処分業者は、この税を毎月分とりまとめて県へ申告納入する。最終処分業者が、自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、直接県へ申告納付することになる。

県内の最終処分場に搬入された産廃の重量に応じて、産廃税が掛かる。リサイクルされ、最終処分場に搬入されないものには、税は掛からない。

産廃税の使途の具体例

愛知県の産廃税の使途は、どのようになっているのか。具体的な活用事例を見てみる。

産廃の発生抑制、リサイクルの促進に効果のある研究開発を支援する。リサイクルの促進に効果のある施設の支援。リサイクル産業の支援（企業へのアドバイス、リサイクル情報の提供）等がこれに該当する。

次に、最終処分場の地元周辺対策だ。最終処分場周辺の環境汚染防止対策。他には、優良な産業廃棄物処理業者の育成。産業廃棄物処理業者の各種情報提供。不適正処理の監視などだ。

産廃種類に応じた換算係数

愛知県「産業廃棄物税」は、06年4月1日以降、県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する場合に掛けることになった。

産廃税の税収は、毎年5億6000万円ほど。排出事業者や中間処理業者は、県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入するときに、産業廃棄物税を最終処分料金とともに、最終処分業者に支払う。最終処分業者は、この税を毎月分とりまとめて県へ申告納入する。最終処分業者が、自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、直接県へ申告納付することになる。

例えば、燃え殻2・3立方メートルの場合（2・3立方メートル×係数1・14＝2・6222トン）税額2622円）。種類ごとの体積の計測が困難な場合は、産廃の体積に、産業廃棄物の種類に応じた換算係数を乗じて得たものを重量とみなす。

例えば、燃え殻2・3立方メートルの場合（2・3立方メートル×係数1・14＝2・6222トン）税額2622円）。種類ごとの体積の計測が困難な場合は、産廃の体積に、産業廃棄物の種類に応じた換算係数を乗じて得たものを重量とみなす。

産廃の重量の計測が困難な場合は、産廃の体積に、産業廃棄物の種類に応じた換算係数を乗じて得たものを重量とみなす。

例えば、燃え殻2・3立方メートルの場合（2・3立方メートル×係数1・14＝2・6222トン）税額2622円）。種類ごとの体積